

農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和7年4月15日（火）午前10時00分～午前11時15分

2. 場 所 鈴鹿市役所 本館12階 1201会議室

3. 出席委員（18人）

会長	鈴木 秀	会長職務代理者	森田 昭則		
1 番	前田 和幸	2 番	間崎 孝至	3 番	桐生 五郎
4 番	渥美 利男	5 番	打田 光橋	6 番	浦川 広巳
7 番	山中 進	8 番	阪田 泰久	9 番	市川 正之
10 番	舘 宣一	12 番	平子 伸	14 番	上田 みね子
15 番	豊田 栄美子	16 番	大野 久美子	17 番	小林 登志樹
19 番	鈴木 啓之				

4. 欠席委員（1人）

13 番 稲田 利幹

5. 事務局

農業委員会事務局 中西次長、坂総務GL、吉村農地GL、今村、森
農林水産課 野田農政GL、大石

6. 議事

第1	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
	第2号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
	第3号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
	第5号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
	第6号議案	農地法第5条許可申請の事業計画変更承認申請について

第 7 号議案 農用地利用集積等促進計画について

報告事項第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

報告事項第 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（相続等
届出）

報告事項第 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について

報告事項第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（所有権）

報告事項第 6 号 農地等の現況について（裁判所）

報告事項第 7 号 非農地証明願いについて

報告事項第 8 号 取下願・取消願の承認について

報告事項第 9 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格
法人の定期報告について

第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に関する
意見聴取について

第 3 令和 6 年度の非農地判断について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 22 回総会を開会いたします。開会にあたりまし
て、鈴木会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

鈴木会長、ありがとうございました。今後の議事進行につきましても、よろしくお
願いいたします。

議長（会長）

お手元の事項書に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第22回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第11番森田昭則委員、議席番号第12番平子伸委員にお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

議案書1ページ、及び別表の農地法第3条の借受・譲受人の農業経営の状況をご覧ください。

まず、3の10番は加佐登地区、申請地は津賀町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は161㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。また、譲受人の農作業暦、労働力、通作距離、従事日数、保有農機具の状況は別表のとおりです。番号ごとに記載しておりますので都度ご参照ください。

続きまして、7の1番は稲生地区、申請地は稲生町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は760㎡です。取得後は水稻、野菜及び果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、10の4番は一ノ宮地区、申請地は高岡町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は198㎡です。取得後は水稻・野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、10の7番は一ノ宮地区、申請地は北長太町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は678㎡です。取得後は水稻・麦を栽培するとの申請です。

続きまして、11の6番は箕田地区、申請地は南林崎町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は合計3,803㎡です。取得後は水稻・麦を栽培するとの申請です。

続きまして、11の12番は箕田地区、申請地は林崎町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,553㎡です。取得後は水稻・麦を栽培するとの申請です。

続きまして、11の13番は箕田地区、申請地は林崎町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は691㎡です。取得後は水稻・麦を栽培するとの申請です。

続きまして、12の24番は玉垣地区、申請地は東玉垣町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は1,234㎡です。取得後は水稻及び果樹を栽培するとの申請です。

続きまして、15の11番は栄地区、申請地は中瀬古町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は198㎡です。取得後は野菜を栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

続きまして、17の2番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目は田、現況地目

は田及び畑、面積は合計 2,467 m²です。取得後は水稻、麦及び野菜を栽培するとの申請です。

続きまして、20 の 3 番は椿地区、申請地は大久保町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は 342 m²です。取得後はキノコを栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 5 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は合計 7,891 m²です。取得後は、野菜及び茶を栽培するとの申請です。

続きまして、21 の 14 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は 1,852 m²です。取得後は、水稻及び花きを栽培するとの申請です。

続きまして、22 の 9 番は鈴峰地区、申請地は伊船町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は合計 1,030 m²です。取得後は花きを栽培するとの申請です。

以上、申請件数は 14 件、いずれの案件につきましても、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 1 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

別紙の 12 の 177 番がないのですが。

事務局

12 の 24 番に訂正願います。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 1 号議案は全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

議案書 3 ページ、及び別表の「農地法第 3 条の借受・譲受人の農業経営の状況」をご覧ください。

21 の 1 番は深伊沢地区、申請地は深溝町地内、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は 2,034 m²です。取得後は花きを栽培するとの申請です。なお、新規営農者面接の対象者ですが、地区委員会において健康面等特に問題ないことを確認いただいております。

以上、申請件数は 1 件、耕作放棄地はなく、農作業への従事要件、地域との調和要

件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第2号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書4ページ、及び位置図の4ページ目をご覧ください。

まず、15の4番ですが、栄地区、申請地は五祝町地内、登記地目は田、現況地目は畑、合計面積は483㎡です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

続きまして、21の2番ですが、申請地は深溝町地内、登記地目は山林、現況地目は畑、面積は2,105㎡、位置図の5ページをご覧ください。こちらは営農型太陽光に伴う申請になります。営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は0.226㎡となります。パネル設置面積は、806㎡です。なお農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、21の3番ですが、申請地は深溝町地内、登記地目は田、現況地目は畑、面積は2,924㎡、位置図の6ページをご覧ください。こちらは営農型太陽光に伴う申請になります。営農型太陽光については、ポールが地面に接する部分のみを転用面積と考えますので、本件の場合転用面積は0.262㎡となります。パネル設置面積は、915㎡です。なお農地区分は、農用地と判断されます。

以上、申請件数は3件、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第3号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について、

事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。
議案書5ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き7ページ目をご覧ください。

まず、1の5番は国府地区、申請地は国府町地内、登記地目・現況地目とも田、面積は292㎡です。申請内容は、当該地を駐車場用地とするものです。受人は申請地から道路を挟んで北側で歯科を営んでおりますが、従業員及び来客用の駐車場が慢性的に不足していたことから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の3番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、面積は661㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、374.20㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の6番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は1,240㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の7番は栄地区、申請地は秋永町地内、登記地目・現況地目とも田が2筆、登記地目・現況地目とも畑が3筆、合計面積は735㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、335.80㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、15の8番は栄地区、申請地は郡山町地内、登記地目・現況地目ともに田が4筆、畑が1筆、合計面積は1,045㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.38㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、17の4番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目は山林、現況地目は田が2筆、登記地目・現況地目ともに田が3筆、登記地目・現況地目ともに畑が1筆、合計面積は7,378㎡です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、2,723.96㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、17の12番は合川地区、申請地は三宅町地内、登記地目はいずれも田、合計面積は2,228㎡です。申請内容は、当該地を資材置場とするものです。受人は以前資材置場を売却しており、事業展開を亀山市、津市方面へ向けていく上で、資材の搬出、搬入に適した国道306号線に面していることから、今般新たに転用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、3月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、22 の 2 番は鈴峰地区、申請地は長澤町地内、登記地目・現況地目とも畑、合計面積は 938 m²です。申請内容は、当該地を太陽光パネル設置用地とするものです。パネル設置面積は、427.30 m²です。農地区分は、第 3 種農地と判断されます。

以上、申請件数は 8 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 4 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。議案書 7 ページ、及び別紙位置図の 15 ページ目をご覧ください。

13 の 4 番は若松地区、申請地は若松北一丁目町地内、登記地目は田、現況地目は雑種地、土地の面積は合計 366 m²です。申請内容は、当該地を分家住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、所有者は平成 30 年から、当該地を造成して駐車場として利用していた旨の始末書が提出されております。

23 の 5 番は庄内地区、申請地は西庄内町地内、登記地目・現況地目とも畑、土地の合計面積は 1,790 m²です。申請内容は、当該地を砂利採取用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、4 月 10 日に現地確認を実施しています。

以上、申請件数は 2 件、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しく願います。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

森田委員

23 の 5 の土地について、以前、新規営農で購入された土地だと記憶しておりますが、いかがですか。

事務局

この土地は、令和 6 年 11 月の総会で審議いただきましたが、新規営農での購入は令和 6 年 11 月以前になります。

森田委員

砂利採取後、当初の新規営農の計画どおり営農されているのか事後確認をお願いします。また、新規営農で農地を取得した場合、その後営農していないと何か罰則はあるのですか。

事務局

事後確認は行います。また、短期間での転売、転用をすると、次回の申請に制限がかかります。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、第 5 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第 6 号議案 農地法第 5 条許可申請の事業計画変更承認申請について説明いたします。

議案書 8 ページ、及び先ほどご覧いただいた位置図の続き 17 ページ目をご覧ください。

9 の 1 番は、農家住宅用地として平成 21 年 8 月 26 日付け第 2-25 号で許可いたしました事業計画の一部を変更したい旨の申請です。

変更理由としては、家庭の事情により工事着工に至らず、許可から 15 年が経過しており、生活様式や建物の建築状況が変化したため建築内容を変更するものです。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 6 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 6 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、第 7 号議案 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第 7 号議案 農用地利用集積等促進計画について説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。

6 の 1 は、白子地区で、10a 当たり 3,900 円の金納です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が促進計画を策定する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、意見の聴取について照会がありました。書類審査及び地区委員会の審査の結果、計画書の内容について特に問題のないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 7 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

議長（会長）

別段無いようでございますので、第 7 号議案は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項第 1 号から第 9 号につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書説明）

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項第 1 号から第 9 号の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございませんか。

小林委員

報告事項 3 の備考に持分 2 分の 1 との表示がありますが、どういうことですか。面積が 2 分の 1 なのですか。

事務局

2 人で共有ということです。面積は 2 分の 1 ではなく、全部の面積です。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に
関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

それでは議事第 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の作成に関する意見聴取について農林水産課からご説明させていただきます。お手元に河曲地区で作成した地域計画案を配布しておりますので、ご確認ください。

地域計画につきましては令和 5 年 4 月 1 日に施行されました農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に基づき、令和 7 年 3 月に全地域の計画を策定したところであり
ます。今回、河曲地区において、認定新規就農者が地区内の担い手の経営農地を引き継ぐことになりましたことから、3 月に策定しました地域計画への追加をして変更しようとするものです。地域計画変更案については、すでに地区農業委員会からも承認を得ており、法第 19 条第 6 項の規定により農業委員会を含む関係機関へ意見聴取を行

う必要があることから、今回農業委員会に対し意見聴取を実施するものでございます。関係機関への意見聴取後のスケジュールにつきましては、2週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。説明は以上でございます。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第2につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

浦川委員

事業を引き継ぐということですが、引き継ぐ元の方の名前がありますが、農業を辞めるのではないのですか。

事務局

事業の全部を引き継ぐのではなく、一部を引き継ぎます。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第2は、全員賛成で承認いたします。

続きまして、議事第3 令和6年度の非農地判断について、事務局より説明いたします。

事務局

資料2-1をご覧ください。これまでの非農地判定の実績でございます。平成30年度9筆11,330㎡、令和元年度260筆99,149㎡、令和2年度68筆25,118㎡、令和3年度48筆39,401㎡、令和4年度90筆36,009㎡、令和5年度17筆12,562㎡。合計しますと492筆223,569㎡を非農地と判定し、土地所有者などへ通知を行ってまいりました。

今回の非農地判定対象地の説明をさせていただきます。今回の案件は、継続して実施しています合川と庄内の2地区に、新たに、稲生及び鈴峰地区を加えた4地区でございます。夏の利用状況調査の結果、該当します4つの地区委員会におきまして、非農地判定の対象農地について、審議がなされ、事務局と調整を図ってまいりました。そして、1月29日の現地確認には、市農業委員の鈴木会長、森田会長職務代理、地区委員会連絡協議会の久保田会長、大塚副会長、事務局、そして、該当する地区の会長等に参加いただき、実施しました。

お手元の、資料2-2として農地・非農地の判定対象地リストを添付させていただきました。稲生地区は、7筆1,254㎡、合川地区は、8筆6,070㎡、鈴峰地区は、6筆7,589㎡、庄内地区は3筆1,443㎡。合計としましては、24筆16,356㎡となります。

この資料リストと共に、別とじの位置図などの資料2-3をご覧ください。まず、稲生地区稲生町の地図です。こちらは広域をお示ししたものとなりますが、場所は、水道局の南南東の、堀切川に差し掛かる手前となります。対象地は、稲生町〇〇番ほ

か6筆、1,254 m²になります。次のページは航空写真です。ご覧のとおり、対象地は周辺を耕作地に囲まれた中で、著しく山林化した場所となります。次のページは、対象地の拡大図と、先程の資料2-2とリンクする番号が示してあります。次のページは、この後に添付している写真の撮影位置を示した図となっています。こちらに記載の番号の位置から撮影した写真が、次のページの写真番号とリンクする形となっていますので、併せてご覧いただければと思います。対象地は荒廃してしまして、農地として復元して利用することは困難な状態でした。

続きまして、資料2-4が、合川地区長法寺町です。まずは、広域をお示ししたものととなります。次が、航空写真で、対象地南までは耕作が行われておりますが、そこから傾斜し、同地以北は著しく山林化をしていることがわかります。次のページは、拡大地図です。場所は長法寺町から、国府台の西側を抜ける市道長法寺西ノ城戸沿いで、対象地は、長法寺町〇〇番ほか7筆、6,070 m²です。先程と同じように、資料2-2と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。ご覧のように、対象地は周囲とともに山林化が進んでおりまして、農地として復元して利用することが困難な状態でした。

続きまして、資料2-5が、鈴峰地区小岐須町です。まずは、広域をお示ししたものととなります。次が航空写真で、周辺は傾斜地で、耕作されているところと耕作放棄地が点在する場所となっています。次のページは、拡大地図です。場所は、鈴鹿インターチェンジを西へ進み、椿大社へ右折する三叉路の奥、桃林寺の東側になります。対象地は、小岐須町〇〇番〇ほか5筆、7,589 m²です。先程と同じように、資料2-2と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。ご覧のように、対象地周辺は西に向かい、山林化が進んでおりまして、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

続きまして、資料2-6が、庄内地区西庄内町です。まずは、広域をお示ししたものととなります。次のページは、拡大地図です。場所は鈴峰ゴルフ倶楽部の西側、八島川沿いになります。対象地は、西庄内町〇〇番ほか2筆、1,443 m²です。次が航空写真で、周辺は傾斜地で、こちらも耕作されているところと耕作放棄地が点在する場所となっています。先程と同じように、資料2-2と関連するように、対象筆の通し番号が入っています。次に、写真の撮影方向と、その後は一連の写真となります。ご覧のように、対象地は、山林化が進んでおりまして、農地として復元しても継続して利用することが困難な状態でした。

各地区で非農地に相当すると判断され、また、判断基準にあります、周辺の状況から農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当し、農地法第2条第1項の農地には該当しないと考えられるため、非農地と判定をしたいと考えております。また、3月19日に開催されました地区委員会連絡協議会におきましても、意見聴取をいたしました。特に意見は、ございませんでした。皆様には、航

空写真や、現場の写真などの資料を確認いただき、非農地判定するにあたり、ご意見をお伺いしたいと思います。

今後の予定につきましては、本日の総会で、非農地と判定されましたら、土地所有者又は管理者に対し、非農地通知書を発送し、法務局において登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。その他、関係機関として市の資産税課と法務局へ非農地通知一覧表を送付します。また、事務局におきまして、非農地判定を行った農地の農地基本台帳の整理を行います。以上が、今回の非農地判定の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今、事務局から説明がありました。令和6年には、新たに稲生と鈴峰の2地区を加え、4地区で実施しましたが、この件について、ご意見ご質問は、ございますでしょうか。

豊田委員

議案の報告事項の非農地証明と非農地判断は何が違うのですか。

事務局

報告事項の非農地証明は土地の所有者からの申請で、非農地判断は農業委員会から土地の所有者に通知するという違いがあります。

鈴木啓之委員

非農地判断の対象農地は誰が決めるのですか。

事務局

夏の利用状況調査の後に、地区委員会で決定しています。

浦川委員

ペナルティはあるのですか。

事務局

ありません。

議長（会長）

他にございませんか。別段無いようでございますので、議事第3は、全員賛成で承認いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。